

八代東ロータリークラブ危機管理規定（案）

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、八代東ロータリークラブ（以下「本クラブ」という。）における例会、行事、奉仕活動等に伴い発生し得る各種の危機を未然に防止し、また危機発生時に適切かつ迅速に対応することにより、会員およびその家族、青少年、関係者並びに地域社会の安全と尊厳を守ることを目的とする。

第2条（定義）

1 この規定において「危機」とは、本クラブまたは会員等に関して、次のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある事態をいう。

- (1) 交通事故、自然災害、火災等により、人身の安全又は財産に重大な被害が生じる事態
- (2) 身体的・性的・精神的な暴力、いじめ、嫌がらせ、虐待その他の不適切な扱いが行われる事態
- (3) 青少年保護に反する行為、またはその疑いが生じた事態
- (4) 個人情報の漏えいや不適切な取扱いが行われる事態
- (5) 本クラブまたはロータリーの名誉・信用に重大な影響を及ぼすおそれのある事態
- (6) 前各号に準ずる好ましくない事態で、対応を要すると認められるもの

2 危機の具体的な範囲や判断に当たっては、国際ロータリー第2720地区危機管理委員会総則および地区危機管理委員会の指針に従う。

第3条（適用範囲）

- 1 本規定は、本クラブが主催し又は共催するすべての事業、例会、行事、委員会活動等に適用する。
- 2 本クラブ会員がロータリアンとして参加する地区行事、青少年奉仕プログラム等についても、本規定に反しない限り、その趣旨を尊重して行動するものとする。

第4条（上位規定との関係）

- 1 本規定は、国際ロータリーモービル・細則、ロータリー章典、国際ロータリー第2720地区危機管理委員会総則、地区の青少年保護に関する手引き等に基づいて定める。
- 2 本規定に定めのない事項および解釈については、前項の上位規定および地区危機管理委員会の判断に従う。

第2章 危機管理体制

第5条（危機管理委員会の設置）

- 1 本クラブに「危機管理委員会」（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、本規定に基づき、本クラブにおける危機管理に関する企画、助言および対応の中心となる機関とする。

第6条（委員会の任務）

委員会は、次に掲げる任務を担う。

- (1) 危機防止および危機発生時の対応に関する方針・手順の検討および整備
- (2) 会員および関係者への周知・啓発および研修の企画

- (3) 危機発生時の初動対応の助言および地区危機管理委員会との連絡調整
- (4) 危機発生後の事後検証（振り返り）および再発防止策の検討
- (5) 危機管理に関する記録の保管および必要な情報の整理
- (6) その他、会長から委託された危機管理に関する事項

第7条（委員の構成）

- 1 委員会は、委員長1名および若干名の委員をもって構成する。
- 2 委員には、次の役職者を原則として含めるものとする。
 - (1) 会長
 - (2) 幹事
 - (3) 会長エレクト
 - (4) 青少年奉仕委員長
 - (5) クラブ管理運営または奉仕プログラム関係委員長
- 3 必要に応じて、弁護士、医師、心理支援の専門家、学校関係者、メディア関係者等を助言者として委員会に招くことができる。

第8条（委員の選任および任期）

- 1 委員長および委員は、会長が選任し、理事会の承認を得る。
- 2 委員長および委員の任期は、原則として1年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 危機事案が継続している場合には、当該事案の終結まで、委員は必要な範囲でその職務を引き継いで行うものとする。

第3章 危機の予防および事前準備

第9条（危機予防の基本）

- 1 本クラブは、すべての活動において「安全を最優先する」ことを基本とする。
- 2 会員は、活動の企画・実施に際して、危険の可能性を事前に点検し、必要な安全対策を講じなければならない。
- 3 特に青少年が関わる事業については、国際ロータリーおよび地区の青少年保護の方針を遵守し、安全な環境の確保に努めるものとする。

第10条（事前の確認事項）

- 1 本クラブが事業を企画する際には、次の事項について事前に確認し、可能な限り文書にしておく。
 - (1) 会場・移動手段・宿泊先等の安全性
 - (2) 責任者および緊急連絡先
 - (3) 参加者名簿（特に未成年の氏名・保護者連絡先）
 - (4) 事故や急病時の対応方法（救急要請、保護者・関係機関への連絡手順等）
 - (5) 飲酒を伴う場合の適切な運営方法
- 2 必要に応じて、地区危機管理委員会や専門家の助言を求めることができる。

第4章 危機発生時の対応

第11条（初動対応の原則）

危機が発生し、またはそのおそれがある場合には、次の順序を基本とする。

- (1) 人命の安全確保（救命措置、危険区域からの退避等）
- (2) 二次被害の防止（活動の一時中止、場所の封鎖等）
- (3) 適切な機関への通報（警察・消防・医療機関等）
- (4) 会長または幹事への速やかな連絡
- (5) 地区危機管理委員会への報告および指示の確認

第 12 条（報告および連絡体制）

- 1 危機を認知した会員は、躊躇することなく、直ちに会長または幹事に連絡しなければならない。
- 2 会長または幹事は、状況に応じて委員長と協議し、地区危機管理委員会に報告し、その指示を仰ぐ。
- 3 報告は、事実をできる限り正確に整理し、推測や憶測と区別して行うものとする。

第 13 条（記録および情報の取扱い）

- 1 委員会は、危機に関する経緯、対応内容およびその後の結果について、適切に記録を作成し、保管する。
- 2 個人情報やプライバシーに関わる内容については、関係法令および地区の方針に従い、厳重に管理する。
- 3 危機に関する記録は、再発防止の目的に限り活用し、不要となった情報の取扱いについても慎重に判断する。

第5章 青少年奉仕プログラムに関する特則

第14条 (青少年保護の基本)

- 1 本クラブは、青少年が関わるすべての活動において、青少年の安全と尊厳を最優先とし、不適切な接触や言動を排除する。
- 2 会員は、ロータリーの青少年保護に関する行動規範を理解し、これに反する行為を行ってはならない。

第15条 (疑いを含む事案への対応)

- 1 青少年に対する虐待、ハラスメント、差別その他の不適切な取扱いが疑われる場合であっても、重大な事案として慎重かつ迅速に対応する。
- 2 当該青少年の安全を確保するとともに、地区危機管理委員会および所轄機関と連携し、必要な措置を講ずる。

第6章 情報発信および広報対応

第16条 (対外的な説明)

- 1 危機に関する対外的な説明や報道機関への対応は、会長または会長が指名した者が窓口となる。
- 2 会員は、個人的な見解を安易に外部へ発信せず、クラブとしての説明方針に従う。
- 3 特に、インターネット上の情報発信（会員個人の投稿を含む。）にあたっては、事実の確認されていない情報や、個人の名誉・プライバシーを害するおそれのある内容を発信してはならない。

第 17 条（秘密保持）

- 1 危機に関する情報のうち、個人情報、プライバシー、名誉に関わる内容については、職務上知り得た者以外に漏らしてはならない。
- 2 前項の義務は、当該危機が終結した後も継続する。

第 7 章 研修および見直し

第 18 条（研修および周知）

- 1 本クラブは、少なくとも年 1 回、危機管理に関する説明または研修の機会を設けるよう努める。
- 2 新会員に対しては、オリエンテーション等の機会に、本規定および地区危機管理委員会総則等の内容を説明する。

第 19 条（事後検証と改善）

- 1 危機が発生した場合には、終結後に委員会で事後検証（振り返り）を行い、対応の適否および改善点を整理する。
- 2 前項の結果に基づき、本規定その他のルールや運営方法について必要な見直しを行う。

第 20 条（規定の改廃）

- 1 本規定の改正または廃止は、理事会の審議を経て、クラブ協議会または総会で承認を得るものとする。
- 2 改正にあたっては、常に国際ロータリーおよび地区の最新の方針・規定との整合性を確認する。

附則

- 1 本規定は、制定の日から施行する。
- 2 本規定施行前に発生した事案についても、必要に応じて本規定の趣旨を参考として取り扱うことができる。

(制定 2026年 12月 4日)

八代東ロータリークラブ